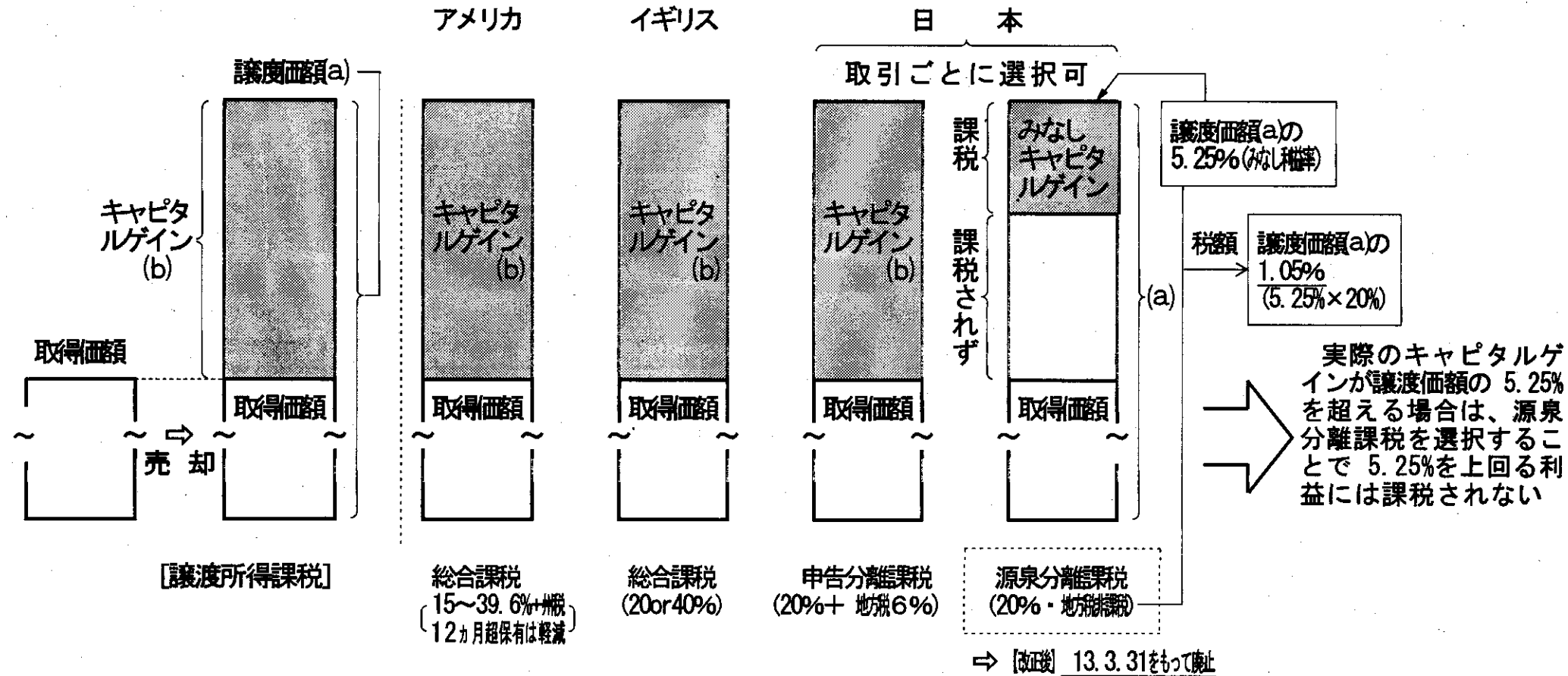
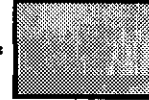


株式の譲渡に関する課税の国際比較

課税される譲渡所得



[損の出る場合]

- ・他の所得から 3,000ドルを上限として控除可
- ・翌年以降の譲渡益とも相殺可
- ・他の所得から 控除不可
- ・翌年以降の譲渡益とも相殺可
- ・申告分離課税を選択する場合、その年の株の譲渡益と相殺可
- ・他の所得から 控除不可

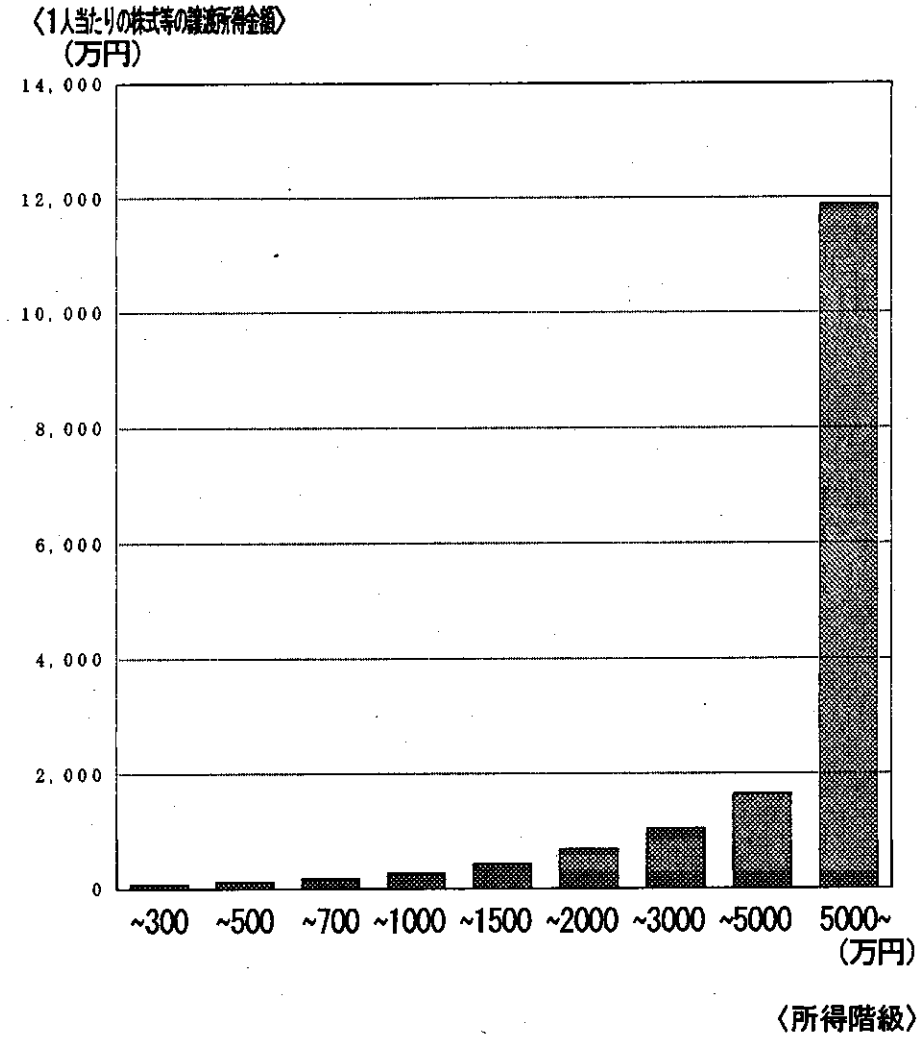
[関連制度]

- 納税者番号制度
- 記帳慣行
- 税務当局の調査権等

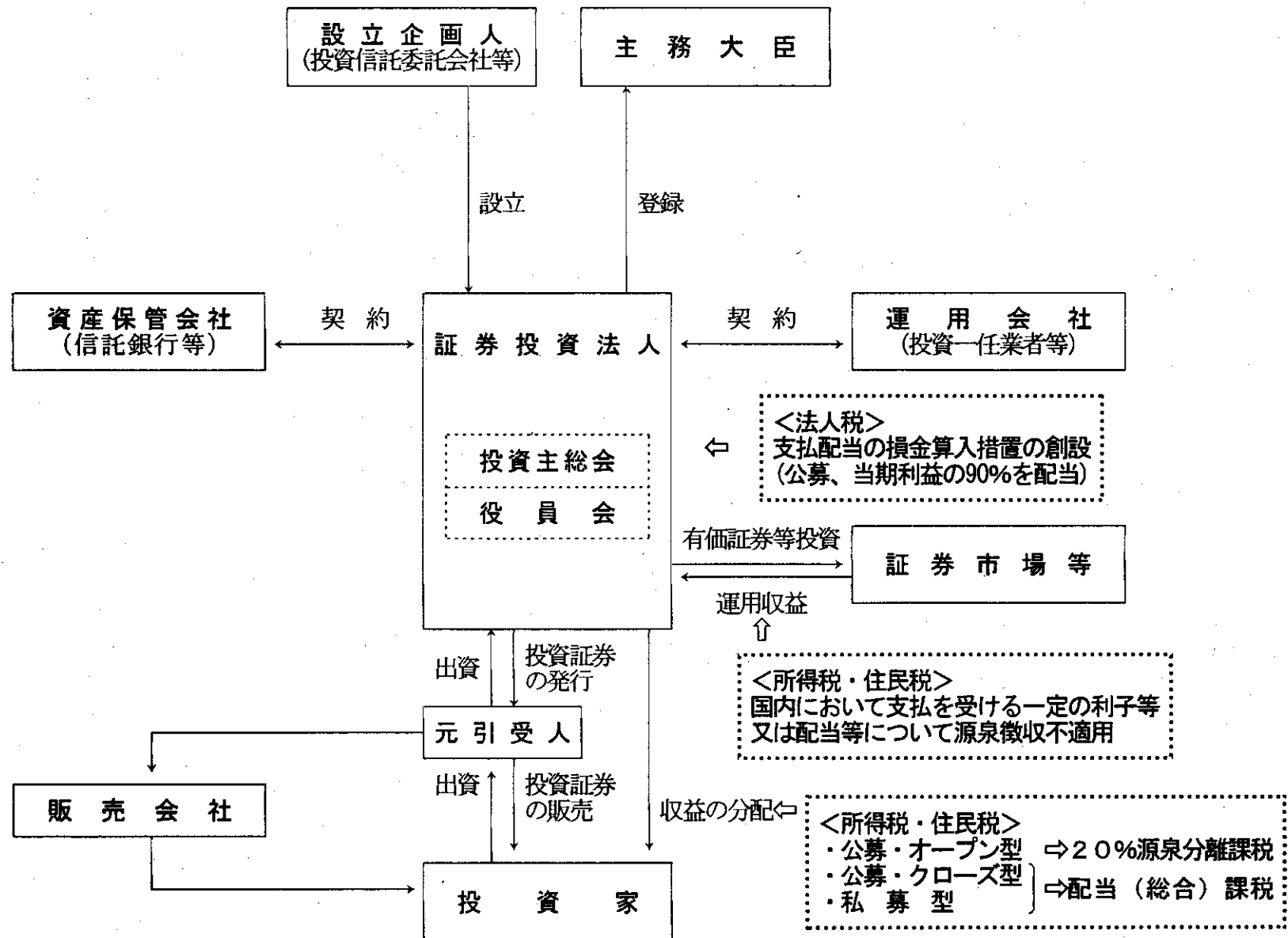
株式等の譲渡所得等のある者の申告所得階級別分布状況（平成9年分）

申告所得階級	人 員		株式等譲渡 所得の金額	1人当たりの金額
	人	構成比		
		%	億円	万円
300 万円以下	2,730	12.9	20	74
500 "	3,046	14.4	36	119
700 "	2,667	12.6	47	175
1,000 "	2,987	14.1	80	268
1,500 "	2,738	12.9	117	427
2,000 "	1,487	7.0	101	677
3,000 "	1,668	7.9	173	1,037
5,000 "	1,639	7.7	269	1,644
5,000 万円超	2,224	10.5	2,642	11,880
合 計	21,186	100.0	3,485	1,650

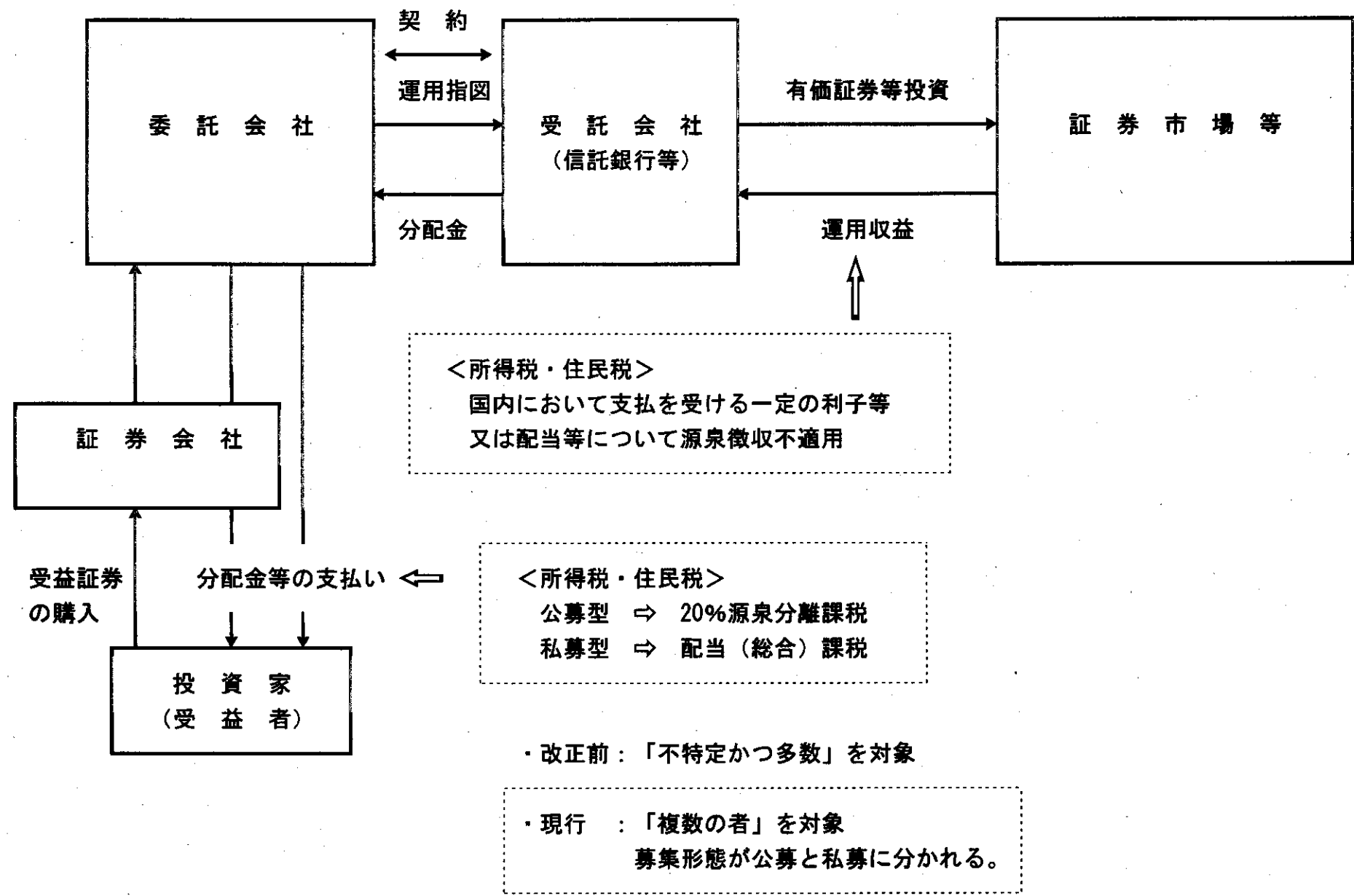
（備考）申告所得税の実態（国税庁）による。



証券投資法人制度（いわゆる会社型投信）（イメージ）



契約型証券投資信託（イメージ）



主要国における国債利子に係る課税関係

未定稿

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
居 住 者 ・ 内国法人	20% (国税15%、地方税5%) の税率による源泉徴収	納税者番号の開示により総合課税 (注) 納税者番号を開示しない等 の場合には、31%の税率に よる裏打ち源泉徴収あり	総合課税 (原則源泉徴収なし) (注) 受領者情報は税務当局に送 付される。	総合課税 (30%の税率による源 泉徴収あり。店頭で利札を持参し た場合、35%の源泉徴収) (注) 必要経費控除後、3千マルク (約20.1万円) までの貯蓄者控 除あり	(a) 総合課税 (源泉徴収なし) 又は (b) 25%の税率による源泉分離課 税の選択 (注) 受領者情報は税務当局に送 付される
非居住者 ・ 外国法人	15%の税率による源泉分離課税 一括登録国債の利子は、本人確認 の上で非課税	全て登録債であり、本人確認の上 で非課税	登録国債利子は、本人確認の上で 非課税 現物債 (過去に発行) は20%の 源泉徴収	全て登録債であり、本人確認の上 で非課税 (利札を店頭で持参した場合、35 %の税率で源泉徴収)	全て登録債であり、本人確認の上 で非課税
そ の 他	現物債あり	1983年より現物債なし	1987年より現物債なし	1972年より現物債なし (連邦長期国債)	1984年より現物債なし
	・ ブック・エントリー ・ その他登録債	・ ブック・エントリー	・ ブック・エントリー	・ ブック・エントリー	・ ブック・エントリー